

施工体制確認型総合評価落札方式【森林土木3】特別重点調査

1 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- (1) 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
- (2) 下記 2 の (1) から (5) の評価項目について、下記 3 の (1) から (3) までの表で定められたところにより最大 30 点の加算点を与える。
- (3) 下記 2 の (6) の評価項目について、下記 3 の (4) の表で定められたところにより最大 30 点の施工体制評価点を与える。
- (4) 得られた標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

また、施工体制評価点が低いものは、下記 5 (4) に基づき、加算点の付与を行う。

2 評価項目及び評価指標

- (1) 技術提案書（簡易な施工計画）に関する事項
現場条件を踏まえた適切性、優位な工夫などにより評価する。
- (2) 企業の能力に関する事項
手持ち工事量、同種工事の施工実績、工事成績、優良工事表彰により評価する。
- (3) 配置予定技術者の能力に関する事項
保有資格、継続教育により評価する。
- (4) 地域精通度に関する事項
地域内での拠点の有無、近隣での工事实績により評価する。
- (5) 企業の信頼性に関する事項
不誠実な行為などにより評価する。
- (6) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

3 評価に関する基準

- (1) 本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	加算点 (下記に示す点数の範囲で付与)
技術提案	下表 (2) 参照	10 点
企業の能力	手持ち工事量	20 点
	同種工事の施工実績	
	工事成績	
	優良工事表彰	
配置予定技術者の能力	資格	
	継続教育	
地域精通度	地域内での拠点の有無	
	近隣地域での施工実績	
企業の信頼性	下表 (3) 参照	

合計（加算点の最大値）	30 点
-------------	------

注）地域精通度における近隣地域の施工実績の対象は、入札公告による。

（２）施工計画の評価基準は以下のとおりとする。

評 価 基 準	加算点 （下記により点数を付与）	
入札説明書 6（２）クの（ア）について現場条件を踏まえた適切性、優れた工夫が見られるか等を評価する。	/10点	優10点 良 5 点 可 2 点

（３）企業の信頼性の評価内容は以下のとおりとする。

評価項目		評価の内容	期間	評価
1	防災自主活動	防災自主活動により、表彰等が与えられた法人は加算評価する。	公告日以前 2 年間	+0.5 点
2	災害時緊急応急工事	災害時初動対応に係る緊急応急工事の実績がある法人は加算評価する。	公告日以前 2 年間	+0.5 点
3	国土緑化活動等	植樹活動等により表彰等が与えられた法人又は分収育林等の契約者は加算評価する。	公告日以前 2 年間の表彰又は分収育林等の契約者	+ 1 点
4	地域連携活動・社会貢献活動（防災自主活動、災害時緊急応急工事を除く。）	地域連携活動・社会貢献活動により、表彰等が与えられた法人は加算評価する。	公告日以前 2 年間	+ 1 点
5	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	次に掲げるいずれかに該当する企業は加算評価する。 ・えるぼし、プラチナえるぼしの認定、一般事業主行動計画の届出 ・くるみん、プラチナくるみんの認定 ・ユースエール認定	認定等をもって評価	+ 1 点
6	賃金引上げの実施	【大企業】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること 【中小企業等】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を 1.5 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること	表明書の提出をもって評価	+ 2 点
7	安全対策	中部森林管理局の発注工事で施工中の労働災害により休業 4 日以上の方は減算評価とする。	公告日以前 2 年間	死亡： - 3 点 休業：

				- 1 点
8	指名停止	中部森林管理局長から指名停止の処分を受けた法人は減算評価とする。	指名停止期間終了日が 公告日以前 2 年間	- 2 点
9	低入札工事の工事 実績	過去に調査基準価格を下回った価格で契約した中部森林管理局発注工事のうち、本工事の公告日から過去 1 年以内の期間で受けた工事成績評定通知ごとに、工事成績評定点に応じて減算評価とする。	公告日以前 2 年間	70点以上 : - 1 点 70点未満 : - 2 点
10	賃金引上げ計画未 達成	提出した「従業員への賃金引上げの実績整理表」等により賃金引上げ実施の確認ができない場合は減算評価とする。	減点措置開始日から 1 年間	- 3 点

(4) 施工体制（施工体制評価点）の評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	/15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5 点	
	その他	0 点	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	/15点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5 点	
	その他	0 点	

4 施工体制の確認のための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、次の様式により追加資料の提出を求めるものとする。

V E 提案等の内容に基づく施工を行うことにより、コスト削減の達成が可能となる場合は、コスト削減額の算定根拠として、次に掲げる様式のうち、イ、ウ及びオの様式にコスト削減に係る内容を記載の上、提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト削減に関する評価を行わない。

ア 当該価格で入札した理由（追加資料様式 1）

- イ 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（追加資料様式 2－1）
- ウ 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（追加資料様式 2－2）
- エ 一般管理費等の内訳書（追加資料様式 2－3）
- オ VE 提案等によるコスト縮減額調書（追加資料様式 3）
- カ 下請予定業者等一覧表（追加資料様式 4）
- キ 配置予定技術者名簿（追加資料様式 5）
- ク 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（追加資料様式 6－1）
- ケ 手持ち工事の状況（対象工事関連）（追加資料様式 6－2）
- コ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（追加資料様式 7）
- サ 手持ち資材の状況（追加資料様式 8－1）
- シ 資材購入予定先一覧（追加資料様式 8－2）
- ス 手持ち機械の状況（追加資料様式 9－1）
- セ 機械リース元一覧（追加資料様式 9－2）
- ソ 労務者の確保計画（追加資料様式 10－1）
- タ 工種別労務者配置計画（追加資料様式 10－2）
- チ 建設副産物の搬出地（追加資料様式 11）
- ツ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（追加資料様式 12）
- テ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（追加資料様式 13－1）
- ト 品質確保体制（品質管理計画書）（追加資料様式 13－2）
- ナ 品質確保体制（出来形管理計画書）（追加資料様式 13－3）
- ニ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（追加資料様式 14－1）
- ヌ 安全衛生管理体制（点検計画）（追加資料様式 14－2）
- ネ 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（追加資料様式 14－3）
- ノ 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（追加資料様式 14－4）
- ハ 信用状況の確認（過去 5 年間）（追加資料様式 15）
- ヒ 施工体制台帳（追加資料様式 16）
- フ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（追加資料様式 17）

なお、追加資料の記載にあたっては、当森林管理局ホームページ掲載の「施工体制確認型総合評価落札方式における追加資料記載要領」及び「施工体制確認型総合評価落札方式における追加資料様式」による。

5 施工体制の審査方法の概要

施工体制に関する審査は、入札書価格以外の要素が提示された（施工計画等）、施工体制の審査・評価に関するヒアリング（入札説明書）、上記 4 の追加資料をもとに、次の各項目について行う。

（１）入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案は採用せず、上記 3（４）の施工体制評価点及び上記 3（２）の技術提案に係る加算点のうち評価項目「企業の技術提案」は与えないものとする。

（２）品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。

特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

ア 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（追加資料様式 11、12）

イ 安全確保の体制が構築されると認められるか（追加資料様式 14－1、14－2、14－3、14－4）

ウ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（追加資料様式 13－1、13－2、13－3）

（3）施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。

特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

ア 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められる

か（追加資料様式4及び16）

イ 施工計画を実施するために資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（追加資料様式8－2、9－2、10－1、10－2）

ウ 配置予定技術者が必要な資格を保有しており、その配置が確実に認められるか（追加資料様式5）

（4）技術提案の実施に係る確実性の評価

事前に行った技術提案の評価のうち、関連する上記（2）、（3）のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、上記3（2）の加算点に上記（2）、（3）の満点に対する評価結果により得られる加算点の割合を乗じ、小数点第5位を切り捨てした数値をそれぞれの加算点とする。

6 特別重点調査の根拠として提出を求める資料等

（1）追加資料様式2－1

ア 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領力により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。

イ 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（2）追加資料様式4

ア 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。

イ 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

（3）追加資料様式5

ア 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。

イ 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

（4）追加資料様式6－1

ア 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

イ 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

（5）追加資料様式6－2

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

(6) 追加資料様式 7

ア 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

イ 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

(7) 追加資料様式 8 - 1

ア 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。

イ 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

(8) 追加資料様式 8 - 2

ア 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去 1 年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

イ 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

ウ 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去 1 年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

(9) 追加資料様式 9 - 1

ア 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。

イ 過去 1 年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。

ウ 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

(10) 追加資料様式 9 - 2

ア 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

イ 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

ウ 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去１年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

(11) 追加資料様式 10－１

ア 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去３月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

イ 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。

ウ 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、追加資料４の添付資料として提出する。

(12) 追加資料様式 10－２

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

(13) 追加資料様式 11

ア 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。

イ 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去１年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(14) 追加資料様式 12

ア 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。

イ 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。

ウ 仮置き場と間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。

エ 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去１年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(15) 追加資料様式 13－１

ア 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが追加資料様式 2－２に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

イ 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去３月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し

等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあつては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

(16) 追加資料様式 13－2

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが追加資料様式2－2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(17) 追加資料様式 13－3

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが追加資料様式2－2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(18) 追加資料様式 14－1

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが追加資料様式2－2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(19) 追加資料様式 14－2

ア 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが追加資料様式2－2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る

内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

イ 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去３月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する。（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去３月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）

(20) 追加資料様式 14－３

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが追加資料 2－２に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(21) 追加資料様式 14－４

ア 交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

イ 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去３月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

ウ 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

(22) 誓約書（別紙）

ア 当該年度において、契約対象工事以外の部局長発注工事に関し、特別重点調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。

イ 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。

ウ 本様式の記 4 に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を添付する。

別紙

誓 約 書

当社が下記工事の入札において申込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、施工に要する費用の額を下回っています。

その不足額に相当する金額〇〇〇円は、当社が契約の相手方となったときは、当社が本社経費等から当該工事の実行予算における一般管理費等に計上した上で執行することとし、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事はいけません。

以上のとおり誓約します。

記

- 1 契約対象工事名
- 2 申込みに係る金額（税込み）
- 3 契約対象工事の施工に要する費用の額（税込み）
- 4 不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法
- 5 3の額を下回る金額で受注しようとする理由

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇〇〇 殿

〇年〇〇月〇〇日

住 所	〇〇県〇〇市〇〇
商号及び名称	〇〇〇〇株式会社
代表者氏名	代表取締役〇〇〇〇